

平成26年度通年雇用促進支援事業（厚生労働省委託事業）

# 介護ヘルパー講座のご案内

南檜山地域通年雇用促進支援協議会では、季節労働者の雇用の安定と通年雇用化を促進するため介護ヘルパー（介護職員初任者）研修講座を開催いたします。

●講習日程：講義・実技・終了試験

通学期間 平成27年2月2日(月)・5日(木)・6日(金)・9日(月)・10日(火)・12日(木)・13日(金)・16日(月)・17日(火)・19日(木)・20日(金)・23日(月)・24日(火)・26日(木)・27日(金)の15日間

●講習場所：檜山地域人材開発センター まなびっく

檜山郡江差町字南ヶ丘7-172 TEL0139-52-0160

●定員：8人

●受講料：無料（講習場所への交通費、宿泊費と通信学習に伴う郵送料等は自己負担となります。）

●受講対象：江差町、上ノ国町、乙部町、厚沢部町、奥尻町に在住（住民登録している）する季節労働者の方。  
※次のいずれかに該当する方

- ①現在雇用されていて、雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者（2または3）』の方
- ②現在離職者で、前職の雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者（2または3）』として雇用されていた方（平成25年4月1日以降に離職された方）
- ③現在離職者で、離職直前の被保険者種類が一般の被保険者（1または9）であり、失業給付の受給資格を満たしておらず、前々職の雇用の種類が『短期雇用特例被保険者（2または3）』として雇用されていた方（平成25年4月1日以降に離職された方）

●申込方法：裏面申込書に必要事項を記載し、次のいずれかのコピーを添えて、事務局へ持参していただくか、FAXや郵送で提出してください。

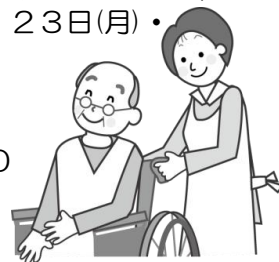
- ①現在雇用されていて、雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者（2または3）』の方
  - a. 雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）・雇用保険被保険者証
  - b. 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票による回答書
  - a、b、いずれかを提出してください。
- ②③に該当する現在離職者である方
  - a. 雇用保険被保険者離職票（1・2）
  - b. 雇用保険特例受給資格者証
  - c. 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票による回答書
  - a、b、c いずれかを提出してください。

●申込み期間：平成27年1月6日（火）～1月23日（金）

**お申込み・お問い合わせ先**

**南檜山地域通年雇用促進支援協議会**

（事務局）江差町役場追分商工観光課  
〒043-8560 檜山郡江差町字中歌町193-1  
TEL0139-52-6716 FAX0139-52-5666



## 南檜山地域通年雇用促進支援協議会 宛て (江差町役場追分商工観光課内)

### 1. 申込者

フリガナ		性別	生年月日
氏名	Ⓜ	男 女	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)
フリガナ			電話( ) -
住所	〒 -		携帯 - -
			FAX( ) -

### 2. 添付書類

#### (1) 身分証明書(運転免許証・保険証等)

#### (2) 受講対象者(季節労働者)と確認できるもの

①現在雇用されていて、雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者(2または3)』の方。

- a. 雇用保険資格取得等確認通知書(被保険者通知用)・雇用保険被保険者証
- b. 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票による回答書

①に該当する方は上記a. b. いずれかを提出してください。

②現在離職者で、前職の雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者(2または3)』として雇用されていた方(平成25年4月1日以降に離職された方)

③現在離職者で、離職直前の被保険者種類が一般の被保険者(1または9)であり、失業給付の受給資格を満たしておらず、前々職の雇用の種類が『短期雇用特例被保険者(2または3)』として雇用されていた方(平成25年4月1日以降に離職された方)

- a. 雇用保険被保険者離職票(1・2)
- b. 雇用保険特例受給資格者証
- c. 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票による回答書

②③に該当する方は上記a. b. c. いずれかを提出してください。